

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

条文		新規	削除	改訂
旧・条文構成(令和7年4月)	新・条文構成(令和8年4月)			
第1編 共通編	第1編 共通編			
第1章 総則	第1章 総則			
第1節 総則	第1節 総則			
	1-1-1-5 ウィークリースタンス	○		
	1. ウィークリースタンス	○		
	ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	○		
1-1-1-37 諸法令の遵守	1-1-1-38 諸法令の遵守			
1. 諸法令の遵守	1. 諸法令の遵守			
(4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)	(4) 労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)			○
(8) 雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)	(8) 雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)			○
(10) 健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	(10) 健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)			○
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)			○
(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第84号)	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)			○
(14) 道路法(令和3年3月改正 法律第9号)	(14) 道路法(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(15) 道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)	(15) 道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)			○
(17) 道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)	(17) 道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)			○
(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(20) 河川法(令和3年5月改正 法律第1号)	(20) 河川法(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(21) 海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)	(21) 海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(24) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)	(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(26) 航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	(26) 航空法(令和5年6月改正 法律第63号)			○
(29) 森林法(令和2年6月改正 法律第41号)	(29) 森林法(令和5年6月改正 法律第63号)			○
(39) 砂利採取法(平成30年6月改正 法律第41号)	(39) 砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)			○
(42) 測量法(令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法(令和6年6月改正 法律第54号)			○
(43) 建築基準法(令和5年6月改正 法律第8号)	(43) 建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)			○
(44) 都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)			○
(48) 海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)			○
(51) 船員法(令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法(令和6年5月改正 法律第42号)			○
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)			○
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)			○
(63) 厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	(63) 厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)			○
(68) 所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	(68) 所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)			○
(70) 船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	(70) 船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)			○
(71) 著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)	(71) 著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)			○
(72) 電波法(令和4年12月改正 法律第36号)	(72) 電波法(令和5年12月改正 法律第87号)			○
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)			○
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)			○
(79) 警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)	(79) 警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)			○
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第8号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)			○

新旧対照表

第2編 材料編
第2章 土木工事材料

条文		新規	削除	改訂
旧・条文構成(令和7年4月)	新・条文構成(令和8年4月)			
第2編 材料編	第2編 材料編			
第2章 土木工事材料	第2章 土木工事材料			
第3節 骨材	第3節 骨材			
2-2-3-4 アスファルト用再生骨材	2-2-3-4 アスファルト用再生骨材			
1.アスファルト用再生骨材	1.アスファルト用再生骨材			
再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-2-12の規格に適合するものとする。	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。			○
表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質			○
	表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	○		

新旧対照表

第3編 土木工事共通編
第2章 一般施工

条文		新規	削除	改訂
旧・条文構成(令和7年4月)	新・条文構成(令和8年4月)			
第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
第2章 一般施工	第2章 一般施工			
第3節 共通の工種	第3節 共通の工種			
2-2-3-25 銘板工	2-2-3-25 銘板工			
1.一般事項	1.一般事項			
受注者は、橋歴板の作成については、材質は(JIS H P2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高対抗性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。			○
第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
第2章 一般施工	第2章 一般施工			
第6節 一般舗装工	第6節 一般舗装工			
2-2-6-3 アスファルト舗装の材料	2-2-6-3 アスファルト舗装の材料			
11.アスファルト安定処理の材料規格	11.アスファルト安定処理の材料規格			
加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5.鉄鋼スラグの規格(路盤材用)の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧列係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。			○

新旧対照表

第6編 河川編 第4章 水門

条文		新規	削除	改訂
旧・条文構成(令和7年4月)	新・条文構成(令和8年4月)			
第6編 河川編	第6編 河川編			
第4章 水門	第4章 水門			
第3節 工場製作工	第3節 工場製作工			
6-4-3-8 鑄造費	6-4-3-8 鑄造費			
2.適用規定	2.適用規定			
橋歴板の材質については、JIS H 2202(鑄物用黄銅合金地金)によらなければならない。	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			○

新旧対照表

第10編 道路編
第6章 トンネル(NATM)

条文		新規	削除	改訂
旧・条文構成(令和7年4月)	新・条文構成(令和8年4月)			
第10編 道路編	第10編 道路編			
第6章 トンネル(NATM)	第6章 トンネル(NATM)			
第8節 坑門工	第8節 坑門工			
10-6-8-6 銘板工	10-6-8-6 銘板工			
2.表示板の材質	2.表示板の材質			
橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)によらなければならない。	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。			○